

第56回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録

日時：令和2年6月22日（月）10:30～11:20

場所：OKBふれあい会館 中会議室

【事務局】

本日は、岐阜県国土利用計画審議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中御出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第56回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

まず最初に都市建築部長の大野からご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

(あいさつ)

【事務局】

それでは、議事に入る前に定数の確認をいたします。

本日の審議会には15名中11名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

今回は委員任命後の初めての審議会でございますので、審議会の会長を選任したいと思います。会長は、審議会条例第4条第1項の規定により委員の互選によることとなっております。委員の皆様、ご意見はございませんか。

ご意見が無いようですので、事務局に一任していただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

ご異議がないようですので、事務局から提案させていただきます。

それでは、株式会社岐阜新聞社 常務取締役の桐山圭司様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

(「異議なし」の発言)

ご異議がないようですので、桐山委員様に会長職をお願いします。

それでは、桐山会長に就任のあいさつと審議会条例第4条第3項により会長職務代理者の指名をお願いします。また、審議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、議事進行につきましてもお願いいたします。

それでは、桐山様、よろしく申し上げます。

【桐山会長（議長）】

ただいま、事務局から説明がありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、まず、会長が不在となった時に会長を代理していただき、会長職務代理者として度会委員を指名させていただきます。度会委員、よろしくお願いします。

また、運営規程において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することとなっておりますので、会長が指名する委員として、高野委員と田中義夫委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。「土地利用基本計画の計画図の変更（案）について」の案に

ついて、事務局から説明願います。

議事 1 「土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について」

【事務局】

（土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について説明）

【桐山会長】

ただいま事務局から説明がありましたけれども、岐阜県土地利用基本計画（計画図）の変更について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

【林委員】

よく農振地域の指定を外すのは大変難しいということを知りますが、土地利用基本計画上の農業地域の除外と農業振興地域の指定を外すことはどのような違いがあるのか？また、審議案件1の各務原市の案件については、既に商業施設が建設されているということであるが、農振地域の除外の関係はどのように処理されているのか？

【事務局】

土地利用基本計画上の農業地域の指定を外したことで、個別法による協議を行わずに農業振興地域の区域が変更されるということはありません。今回の審議案件については、全て事前に個別法による事前調整を済ませているものです。よって、まず個別法による事前調整を行い、農業振興地域の区域を変更するという目的をたて、土地利用基本計画の農業地域の除外を行うこととなります。

また、各務原市の案件ですが、当該地域は平成31年2月に農地転用許可済みで、農地法上では農地ではありませんが、農業振興地域内であるというのが現状です。今回、土地利用基本計画上の農業地域の指定を外して、その後、農振法上の農業振興地域の区域を変更こととなります。

【山村委員】

土地利用基本計画の中で、農用地区域は多用途への転用は行わないこととすると記載されているが、今回の審議案件は既に農用地ではないということか？

【事務局】

岐阜県土地利用基本計画では農用地区域内の土地は多用途への転用は行わないものとしています。ただ、様々な事情により多用途への転用が必要となることもあり、その場合は、個別法による調整・協議を行っています。

今回の審議案件のうち、各務原や関ヶ原の案件は既に、農地転用済みであり農地法上の農地でなく、また農振法の農振除外も行われており農用地区域ではありません。

現時点で農地転用や農振除外が行われていない案件についても、事前に農政局や中部地方整備局と事前調整や事前協議を進めており、農地転用、農振除外されることの目的が立っています。

【須藤委員】

今回の審議案件が全体の計画として妥当なのか。岐阜県が目指す土地利用と合致しているのか。個別法に全て任せて行くと気づいたら、県全体として違う方向に向かってしまっているといったことがおきないか。

【事務局】

今回の審議案件5件の総面積は80ha程度であり、県全体からみるとわずかな面積となります。この変更案件を岐阜県土地利用基本計画図に落とし込んでも、面積が小さすぎるため、土地利用基本計画に、妥当なのかどうかは判断が難しいと考えます。

ただ、委員ご指摘のとおり、小さな案件でもそれが積み重なったら最終的には県の基本計画から外れた土地利用となってしまうということも危惧されます。

そこで、審議会資料としては、今回変更する区域の周辺の市街化区域の指定状況などをお示しして、周辺の土地利用と合致しているかどうかといった観点から審議頂きたいと考えています。

【木野委員】

制度上、個別法による調整が先行することは分かるが、土地利用基本計画の存在意義を考えたとき、少なくとも建物の工事着手前に国土利用計画法の手続きを済ませておくということが必要ではないか。

【事務局】

現在、建物が既に立っている案件については、農地転用許可済みであるが、農振法上の農業振興地域除外の手続きはこれから行うこととなっています。農業振興地域の除外については、土地利用基本計画の変更後に行われることとなります。

都市計画決定についても、土地利用基本計画の変更を前提として、農業振興地域の縮小と合わせて進めていくこととなっています。その点から土地利用基本計画の変更の存在意義はあると考えています。

【桐山会長】

県域ごとに俯瞰して見るということが必要でないかと思う。この審議会が出た意見等を各自治体へ伝えるというようなことはできないのか。

【事務局】

審議会に頂いた意見等については、関係市町村や関係各課へフィードバックして今後の開発等に活かしていただくこととしております。

【度会委員】

個別法とのこれまでの調整状況とか個別法での変更予定などについては、どのようになっているのか。

【事務局】

資料の「個別規制法の調整状況」の欄にこの審議会前までの、個別法での調整状況を記載させていただいています。また、個別法での今後の予定については「関連する個別規制法の

措置」の欄に記載させていただいています。

【桐山会長】

ご意見も尽きたようですので、質疑を終了させていただきます。それでは岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更については、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の発言）

【桐山会長】

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。

（答申文案配付）

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

【桐山会長】

それでは、岐阜県土地利用基本計画図の変更について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

これをもちまして第56回岐阜県国土利用計画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。